

第5期大阪府地域福祉支援計画の中間見直しに向けて

資料3

第5期大阪府地域福祉支援計画（13ページ）

5. 計画の期間

計画期間は、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間とします。

なお、府域における地域福祉を取り巻く状況変化や国の動向等を踏まえ、**中間年である令和8(2026)年度に本計画の点検・見直しを実施します。**

御議論いただきたい事項

- (1) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について【社会福祉法の改正に向けた検討】
 - 1.地域共生社会の在り方検討会議の概要
 - 2.重層的支援体制整備事業の見直しについて
 - ・重層的支援体制整備事業交付金の見直し
 - ・都道府県による後方支援の強化
- (2) 生活困窮者自立支援制度の見直しについて【生活困窮者自立支援法の改正】
 - 1.自立相談支援事業における居住支援の強化
 - 2.支援会議設置の努力義務化
府内の設置状況 22/35自治体
- (3) ヤングケアラー支援と孤独・孤立対策について【子ども・若者育成支援法の改正、孤独・孤立対策推進法の施行】
 - 1.主に18歳以上のヤングケアラーへの支援
 - 2.孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画
- (4) その他【成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討、災害対策基本法等の改正、住宅セーフティネット法の改正】
 - 1.成年後見制度の利用促進と権利擁護支援の推進
 - 2.DWATの強化
 - 3.住宅セーフティネット法改正に伴う居住安定確保計画（R3～R12年度）との整合性

包括的な支援体制の整備に関する府内の状況について

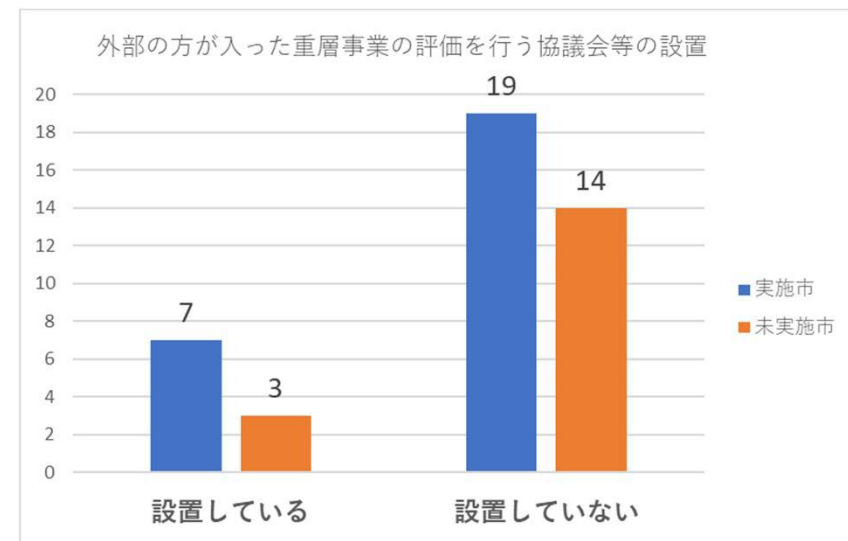
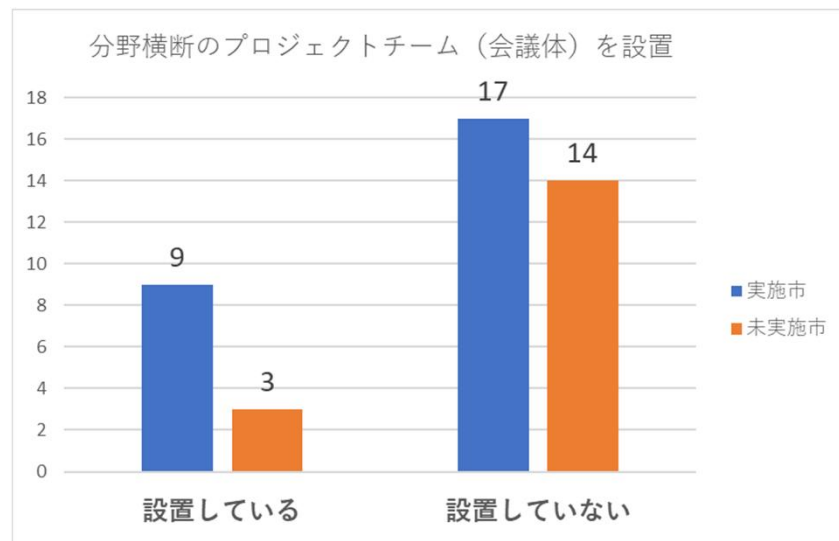
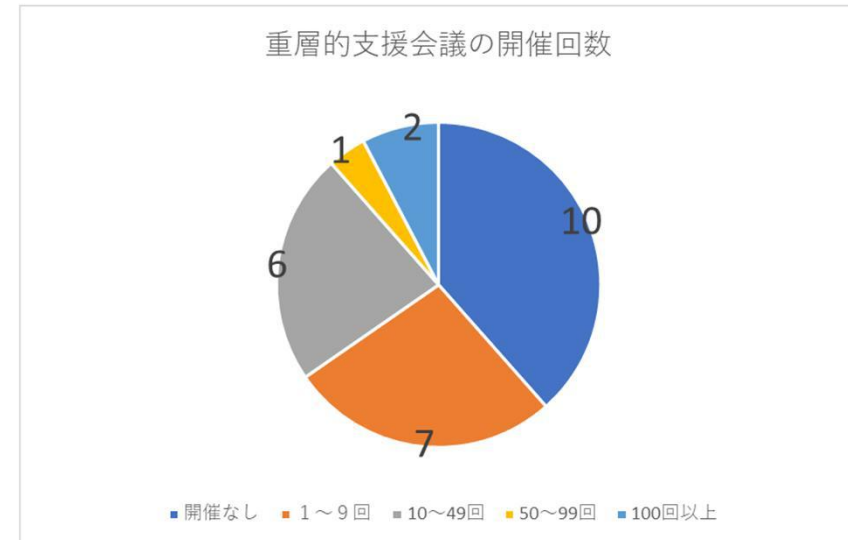
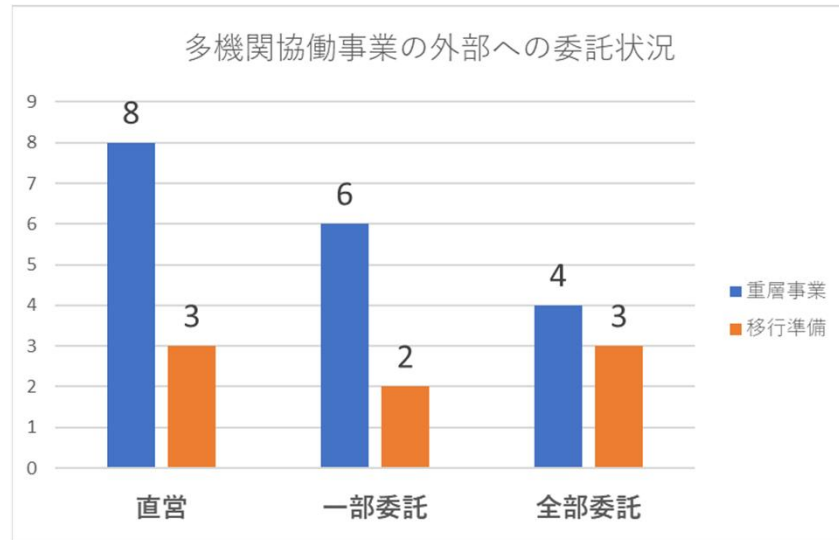
◆調査対象、調査方法及び有効回答数

府内の**43市町村**に対して令和7年2月にインターネット回答方式で実施。

なお、重層的支援体制整備事業（又は移行準備事業）を実施している**26市町村**と、事業未実施の**17市町村**では、一部異なる調査項目を用いて実施

回答数 **43市町村／43市町村（100%）** <内訳> 重層事業（移行準備事業）実施 **26市町村**、未実施 **17市町村**

※「多機関協働事業の外部への委託状況」については、国庫協議書から抽出



第2 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について

(1)-1-①

(1) 現状

- 令和6年6月から実施している「地域共生社会の在り方検討会議」にて、包括的な支援体制の整備／重層的支援体制整備事業に関し、
 - ・ 包括的な支援体制の整備が全ての市町村に努力義務として規定されているものであって、重層的支援体制整備事業は包括的な支援体制の整備のための手段の1つである中で、事業の実施自体が目的化していること
 - ・ 同体制の整備・同事業の実施にあたり、組織的な検討や、地域資源・ニーズを把握する等のプロセスを経ていない場合があることが論点とされていることは、先般の令和6年度全国厚生労働関係部局長会議で示したとおりである。
- また、包括的な支援体制の整備を行うための手段として、重層的支援体制整備事業が効果的に機能しているか（同事業に対する交付金が効果的に活用されているか）等の観点から、財務省において予算執行調査が行われ、令和6年6月に結果が公表されたところ。
- 同調査では、多機関協働事業等について以下の指摘がなされ、同事業の令和7年度予算案額について、約10億円の減額が行われている。
 - ・ 同事業の支援実績が0件の市町村があったほか、同じ支援実績件数でも市町村により事業費に大きな差が出ていた。
 - ・ 2割程度の市町村が、事業対象である地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズを把握していなかった。
 - ・ 8割程度の市町村が、同事業の成果を把握するための定量的な目標を設定していなかった。

(2) 令和7年度以降の取組

- 検討会議の論点や予算執行調査での指摘等を踏まえ、次年度以降、以下の取組を行うこととする。（概要は22～26頁参照）

①	包括的な支援体制の整備の考え方の提示	・ 人口減少社会において、包括的な支援体制の整備を行うことの必要性、体制整備という目的に照らして手段を選択することの重要性、地域福祉計画の活用を含め、整備に係る考え方の提示 等
②	重層的支援体制整備事業の適切な運用	・ 既に重層的支援体制整備事業を実施している市町村も含め、実施の必要性の確認 ・ 多機関協働事業等に係る交付基準額の見直し ・ 多機関協働事業等による支援実績件数の公表／支援実績件数が少ない場合の状況確認 ・ 多機関協働事業等の実施要綱における取扱いの明確化（スタートアップに係る支援であることの明確化、多機関協働事業の原則委託禁止、継続的支援事業・参加支援事業の適切な運用） 等
③	重層事業への移行準備事業の適切な運用	・ 重層的支援体制整備事業の実施にあたり必要なプロセスを踏んでいるか等の確認の徹底 等
④	都道府県による後方支援の強化	・ 市町村が目的に照らして手段を選択できるようにするための支援／市町村のニーズを踏まえた支援を行っているかの確認等を含めた、都道府県による後方支援策の強化 等
⑤	市町村の管理職／都道府県への研修	・ 地域共生社会の理念、包括的な支援体制の整備手法、政策立案力向上等に係る研修の実施

地域共生社会の在り方検討会議 概要

(1)-1-②

①設置の趣旨

- 地域共生社会の実現に向けた取組については、平成29年の社会福祉法改正により、市町村による包括的な支援体制の整備について努力義務規定が盛り込まれるとともに、令和2年の同法改正により、重層的支援体制整備事業が新設されたところ。
- 令和2年の改正法附則第2条において、施行後5年を目途として施行状況について検討を加えることとされており、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開について、また、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応や、総合的な権利擁護支援策の充実等について、検討することを目的として開催する。

②主な検討事項

1. 「地域共生社会」の実現に向けた方策（地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、重層的支援体制整備事業等に関する今後の方向性）
2. 地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応及び多分野の連携・協働の在り方
3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

③構成員

朝比奈 ミカ	市川市よりそい支援事業がじゅまる+（多機関協働等） 市川市生活サポートセンターそら 総合センター長	上山 泰	新潟大学法学部法学科教授
尼野 千絵	特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝 地域ささえあい推進室コーディネーター	菊池 馨実	早稲田大学理事・法学学術院教授
石田 路子	特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会 副理事長	栗田 将行	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 地域福祉部事業開発課長
伊藤 徳馬	茅ヶ崎市こども育成部こども育成相談課こどもセンター 課長補佐	田中 明美	生駒市特命監
奥田 知志	特定非営利活動法人抱樸 理事長	中野 篤子	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局長	永田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科教授
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長	原田 正樹	日本福祉大学学長
鍋木 奈津子	上智大学総合人間科学部社会福祉学科准教授	松田 妙子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事 特定非営利活動法人せたがや子育てネット代表
		(座長) 宮本 太郎	中央大学法学部教授

④今後のスケジュール（予定）

令和6年6月27日：第1回、7月29日：第2回、8月21日：第3回、9月30日：第4回、10月29日：第5回、11月26日：第6回、12月26日：第7回
令和7年1月31日：第8回、令和6年度末：中間的な論点整理 令和7年夏目途：取りまとめ（令和7年夏以降：関係審議会での議論）

- 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制の整備にあたっての手段の1つでしかないにも関わらず、地域住民を含む関係者等との検討や現状の課題分析が行われることなく、実施が決定され、事業の実施自体が目的となっている状況が見られることを踏まえ、以下の取組を実施する。

1. 重層的支援体制整備事業実施の必要性の確認

- 重層的支援体制整備事業を実施する必要があるか又は実施することによる効果が期待できるかを確認する観点から、重層的支援体制整備事業の実施を希望する全市町村に対し、重層的支援体制整備事業の実施にあたって必要なプロセスを経ているか、重層的支援体制整備事業でなければ解決できない課題等は何か（重層的支援体制整備事業を実施する理由）等が確認できる資料の提出を求める。

2. 多機関協働事業等による支援実績件数の公表、支援実績件数が少ない場合の状況確認

- 多機関協働事業等の支援実績件数について、四半期ごとに提出を求めている実績報告の結果を、厚生労働省HPで公表する。
- 支援実績件数が0件である状態が続いている市町村のうち、地域共生社会推進室が必要と判断した市町村に対しては、直接確認を行う。

3. 重層的支援体制整備事業交付金の適正な執行

- 重層的支援体制整備事業は「体制整備」を目的とするものであり、地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画等の策定や改定を通じて、いつまでにどのような体制を整備するのか、事業の成果目標や成果指標を設定した上で、「体制整備」を目指すべき事業である。
- このため、重層的支援体制整備事業交付金の交付も、スタートアップ支援としての性格を有するものであり、特に多機関協働事業等に対する交付は、社会福祉法上予算の範囲内で行われることになっており、恒久的な措置とはなっていない。
- 多機関協働事業等に要する費用への交付は、事業開始初期に重点的に行いつつ、一定期間経過時点においては、交付終了又はそれ以降の交付は必要な費用に限定して行うものであることに留意すること。（具体的な期間や一定期間終了後の支援の方策については、令和8年度以降の重層的支援体制整備事業交付金の交付に際して提示する。）
- また、重層的支援体制整備事業は、社会福祉法に定めるとおり、相談支援・地域づくり・参加支援に係る事業を一体的に実施することで、地域生活課題に対する支援体制等を一体的かつ重層的に整備するものとされていることから、これに適合しないと考えられる市町村については、重層的支援体制整備事業交付金の対象とはならない場合があることにも留意すること。
- 重層的支援体制整備事業の事業評価については、地域共生社会の在り方検討会議の議論等を踏まえて提示することを検討しているが、各市町村においては、まず自ら掲げた事業の成果目標や成果指標をもとに、PDCAサイクルを徹底することにより、不断の見直しに努めること。

- 多機関協働事業等に対する重層的支援体制整備事業交付金の交付に際し、社会福祉法第106条の4に定める重層的支援体制整備事業の考え方に沿った、適切な事業実施及び同事業実施要綱に定める趣旨の明確化を図ることとし、以下のとおり具体的な内容をお示しする。

1. 多機関協働事業

- 多機関協働事業は、以下を目的とする事業であり、重層的支援体制整備事業の全体像を把握した上で、支援者を支援する機能や事業全体のマネジメントを行う司令塔の機能を担うものであることを踏まえ、包括的な支援体制の整備主体である市町村が、責任を持って自ら実施することを原則とする。
 - ・ 重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関の専門職に助言を行うこと
 - ・ 単独の支援機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行うこと
 - ・ これらを通じて、重層的支援体制整備事業に関わる者の連携の円滑化を進め、市町村における包括的な支援体制の整備を支援すること
- ※ ただし、令和7年度にあっては、経過措置として、一定の要件を満たす場合には、委託を行うことも可能とする。

2. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業／参加支援事業

- アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業は、多機関協働事業に繋がったケースのうち、「複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人」「既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人」のためと、これまで各市町村で実施してきた事業等では対応できない者を想定した「支援体制を整備」することを目的としている。
- この目的に照らし、以下の場合に該当する市町村に対しては、両事業に要する費用に対する重層的支援体制整備事業交付金の交付にあたり、査定を行う場合があることに留意されたい。
 - ・ 「既存制度や事業（生活困窮者自立支援制度やひきこもり支援事業等）により対応できる者」を対象とした「支援」を行っている場合
 - ・ 参加支援事業において、重層的支援会議を経ずに同事業が利用できる体制となっている場合
 - ・ 参加支援事業における支援メニューを作成する際、地域のあらゆる社会資源を把握しその活用を検討しないまま、単に新たな「居場所づくり」を行っている場合
 - ・ その結果、これまで各市町村が実施してきた事業等に要する費用を両事業に要する費用へと移し替えたり、両事業の対象者として適当ではない者に要する費用が両事業に要する費用に含まれている場合

包括的な支援体制の整備に向けた都道府県による後方支援の強化

- 都道府県による包括的な支援体制の整備に係る支援は、社会福祉法第6条第3項に基づき、実施が義務づけられていること、「地域共生社会の在り方検討会議」において、包括的な支援体制の整備に係る都道府県の役割の見直しについても論点になっていること等を踏まえ、以下を実施する。

1. 包括的な支援体制の整備に向けた都道府県後方支援事業（旧：重層的支援体制整備に向けた都道府県後方支援事業）の適切な運用

- 都道府県においても、重層的支援体制整備事業の実施自体が目的化しているところや、重層的支援体制整備事業の目的はワンストップ窓口を開設することにあると認識しているところがあり、管内市町村の包括的な支援体制の整備に係る課題等を把握することなく、重層的支援体制整備事業の実施のみ・ワンストップ窓口の設置のみを勧めている場合がある。
- このため、令和7年度の同事業に係る補助金の交付申請にあたっては、以下を徹底することとする。
 - ・ 重層的支援体制整備事業の実施の有無に関わらず、管内市町村における包括的な支援体制の整備に係る課題を把握すること
 - ・ 補助金の交付を希望する取組について、包括的な支援体制の整備という目的に照らし、現状の課題把握・分析を行った上で、解決策を選択できるようになるための内容とすること
 - ・ 管内市町村における包括的な支援体制の整備に係る課題に照らして、内容を決定すること

2. 都道府県による後方支援の強化

- 社会福祉法に定める地域共生社会の実現と包括的な支援体制の整備の関係などについて、更なる理解を深めた上で、市町村への支援を行うことができるよう、都道府県においても「包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修」を積極的に受講するよう求める。
- 都道府県が行う包括的な支援体制の整備に係る研修等に、地域共生社会推進室の職員を派遣し、地域共生社会の概念や包括的な支援体制の整備との関係性や、包括的な支援体制の整備プロセス等を説明する「都道府県キャラバン」を実施する。
(年度当初に申込受付予定。)

第3 生活困窮者自立支援制度の推進等について

(2)-1-①

(1) 現状・課題

- 令和6年4月に、居住支援の強化のための措置や支援関係機関の連携強化等の措置を盛り込んだ、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（困窮法等改正法）が成立し、令和7年4月1日の本格施行に向けた準備が必要である。
- 生活福祉資金貸付制度については、会計検査院の令和5年度決算検査報告において、緊急小口資金等の特例貸付に関して、
①フォローアップ支援における都道府県社協と市町村社協等の役割や実施方法の明確化、②債権管理積立額の確認体制の整備、
③生活保護受給者による借受の事後確認を行うよう意見表示がされた。

(2) 令和7年度の取組

- 令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算案において、困窮法等改正法の施行や、より効果的な支援のために必要な予算を計上している。
 - 令和6年度補正予算において、居住支援の体制整備やNPO法人等との連携強化、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化、就労準備支援事業・家計改善支援事業の未実施自治体への導入支援、都道府県による研修企画チーム・中間支援組織の立上げ支援等を図っている。
 - 令和7年度当初予算案において、自立相談支援機関における住まい相談機能の充実や、住居確保給付金における転居費用の支援、居住支援事業の強化を図る。また、就労準備支援事業・家計改善支援と自立相談支援事業を一体的に行うことを前提とした家計改善支援事業の国庫補助率の引上げや、生活困窮者向け事業と生活保護受給者向け事業の一体的な実施等を図る。
- 特例貸付に関する令和5年度決算検査報告への対応として、借受人へのフォローアップ支援の役割・実施方法を明確化するとともに、債権管理積立額の確認体制を整備する。

今回の改正等への対応ポイント

(2)-1-②

1. 新型コロナを機に顕在化した課題への対応

(1) 早期発見・継続的な見守り機能の強化



① 支援会議設置の努力義務化【令和7年4月1日施行】

② 支援会議の開催、地域の居場所等との連携、家庭等への訪問等による生活困窮者の状況把握の努力義務化【施行済】

(2) 多様な相談者層への対応強化



① (再掲) 支援会議設置の努力義務化
【令和7年4月1日施行】

② 児童育成支援拠点事業との連携の努力義務の明確化
【施行済】

③ 就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進と質の向上【令和7年4月1日施行】

④ 生活保護受給者が生活困窮者向けの就労準備支援事業・家計改善支援事業・居住支援事業を利用できる一体実施の仕組みの創設【令和7年4月1日施行】

2. 持ち家のない単身高齢者数の増加等への対応

(1) 住まいの相談に対応できる体制の整備



① 自立相談支援事業における居住支援の強化
【令和7年4月1日施行】

② 重層的支援体制整備事業における居住支援の強化
【令和7年4月1日施行】

③ (住宅セーフティネット法) 居住支援協議会設置の努力義務化
【令和7年10月1日施行(予定)】

④ 一時生活支援事業の強化
・一時生活支援事業を「居住支援事業」に改称し、地域の実情に応じた必要な支援の実施の努力義務化
【令和7年4月1日施行】

・シェルター事業において緊急一時的な居所確保を行う場合の加算の創設【令和6年度～】

・地域居住支援事業による見守り支援期間(最長1年)の柔軟化【令和7年4月1日施行(予定)】

⑤ 居住支援法人との連携の努力義務の明確化
【令和7年4月1日施行】

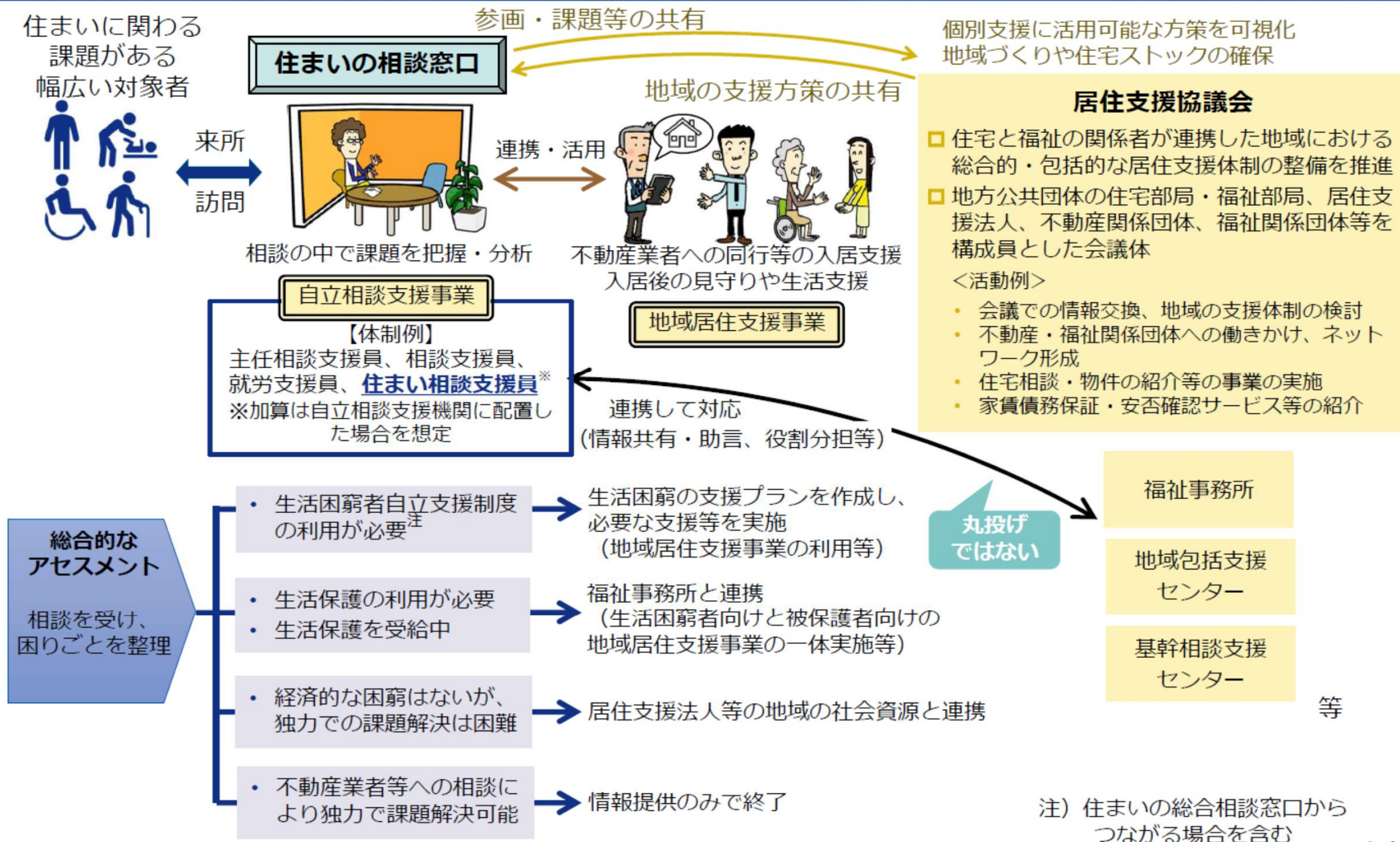
(2) 家賃の低廉な住宅への転居支援の創設



① (住居確保給付金) 家計改善のための家賃の低廉な住宅への転居費用補助の創設【令和7年4月1日施行】

自立相談支援機関での属性を問わない住まい相談（イメージ）

(2)-1-③



1 (1) 早期発見・継続的な見守り機能の強化

① 支援会議設置の努力義務化

(2)-2

改正の趣旨

令和7年4月1日施行

- 支援会議について、全ての自治体で設置されることを目指し、その設置を自治体の努力義務とする。
(R4：322自治体、36%)

改正後の業務イメージ

- 関係機関等が、地域で生活困窮が疑われる者を把握した際、今後の支援の方針や役割分担について議論
- 様々な専門的見地から支援の内容を協議するほか、個別課題から見えてきた地域課題等の解決方法について議論

※具体的な支援プランの決定・評価は支援調整会議で行う。

構成員の例：

自立相談支援機関等の制度関係者
社会福祉協議会
地域包括支援センター
福祉・就労・住宅等の関係機関職員
教育委員会・学校関係者
民生・児童委員
ライフライン事業者、郵便局、新聞配達所
NPO等の民間団体、地域住民

法に基づく守秘義務あり



資料または情報提供等の協力依頼

資料等の提供



構成員以外の
関係機関・関係者等

類似の他法に基づく会議体との連携

- ※ 対象者等が類似し、議論する地域課題にも共通性が高い、調整会議（生活保護法）または支援会議（社会福祉法）との相互連携を図るように努めるものとする。

具体的な連携方法：同一の会議体を活用、複数会議体による合同開催 等

＜支援会議立上げに向けたイメージ＞

○設置準備○

- 構成員となり得る関係者を対象とした説明
- 類似の会議体の活用の検討 等

○設置要綱の作成○

設置目的や所掌事項等について設置要綱として文書化

○開催○

定例開催・随時開催は不問
個別事案や地域課題について議論

改正子ども・若者育成支援推進法(令和6年6月12日 公布・施行)では、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記された。

その施行通知において、18歳以上のヤングケアラーへの支援体制構築といった都道府県の役割が明確化されたこと及び「大阪府ヤングケアラー支援推進指針」の改定内容を踏まえ、令和7年度のヤングケアラー支援体制強化事業の内容を検討。

18歳以上の大学生世代や大人であっても、進学や就職といった自立に向けた大切な時期にケアに多くの時間を費やすことにより身体的・精神的な負荷がかかっているケースがあり、支援が必要

ヤングケアラーへの支援は、住民に身近な存在である市町村による支援が基本

若者世代の範囲は広域に及びヤングケアラーの把握が難しい

相談などによる精神面でのサポートのニーズが高い(国調査研究の結果から)

ヤングケアラー支援に向けた社会的認知度の向上・支援体制の構築のため、研修等により市町村を支援するとともに、主に18歳以上を対象とした精神面でのサポートを実施。

<改正法施行通知の内容抜粋>

(1)18歳未満の支援

要支援児童等に該当する児童については、市区町村のこども家庭センター等においてサポートプラン(SP)を作成し、包括的・計画的に支援。当該児童やその保護者が支援を拒否している場合等であっても、SPの作成に向けた働き方を丁寧に行う。

(2)18歳以上の支援

(都道府県の役割)

特に若者の世代は活動圏域が広域になること等を踏まえ、主に都道府県において、①オンライン等の若者がアクセスしやすい方法も取り入れながら、個々の若者の相談に応じ、その状況やニーズ・課題の整理の支援や、②それを踏まえた必要な支援に向けた市区町村へのつなぎや、③精神的なケアなどの専門的な相談支援やピアサポート等を行いうる体制を整備。管内の子ども・若者総合支援センター等を18歳以上のヤングケアラーへの対応を中心的に行う主体とする、ヤングケアラー・コーディネーターを配置する、管内をカバーしうる民間支援団体等に依頼する等

(市区町村の役割)

年齢により切れ目なく支援を行うために、市区町村としても支援体制を整備。特に、本人が担っているケアを外部サービスの導入により代替していくといった具体的な支援の段階においては、市区町村が中心的な役割を果たすことが期待

重点計画の意義

- 本年4月1日に施行された孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）に基づき、孤独・孤立対策推進本部において決定。
- 孤独・孤立対策に関する施策についての基本的な方針、孤独・孤立対策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定め、重点計画に定める施策については、原則として、具体的な目標及びその達成の期間を定めることとされている（推進法第8条）。

現状認識等

- ◆ コロナ禍後も、今後我が国では単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれ、問題の深刻化が懸念。社会問題の背景に孤独・孤立問題の存在が指摘される。
- ◆ 関係府省庁、地方公共団体及びNPO等が有機的に連携し、社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れることを徹底。
- ◆ 推進法に基づき、総理・担当大臣のリーダーシップの下、推進本部を中心に総合的な取組を強化・深化していく。

基本理念（推進法第2条）

- (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応、(2) 当事者等の立場に立った施策の推進
(3) 社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

孤独・孤立対策の基本方針

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

①孤独・孤立の実態把握 ②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築・タイムリーな情報発信 ③声を上げやすい・かけやすい環境整備

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）
②人材育成等の支援

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①居場所の確保 ②アウトリーチ型支援体制の構築 ③施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進 ④地域における包括的支援体制等の推進

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

①NPO等の活動の支援 ②NPO等との対話の推進 ③連携の基盤となるプラットフォームの形成 ④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

★ 特に重点を置いて取り組むべき事項

① 地方公共団体及びNPO等への支援

- ・ 連携の基盤となる地方版官民連携プラットフォームや孤独・孤立対策地域協議会の立ち上げ段階の伴走支援、設置の促進。
- ・ 交付金を活用した支援に加え、活動事例の周知・横展開により地域の実情に応じた対策が実施されるよう支援。

② 孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化

- ・ 悩みや困りごとが深刻化・複雑化する前に対応する、孤独・孤立状態の予防の観点が重要。
- ・ 「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい・声をかけやすい社会」の実現に向けた普及・啓発活動の実施。
- ・ 身の回りの人に関心をもち、できる範囲で困っている人をサポートする一般市民「つながりサポーター」の養成。

③ 重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進

令和7年度当初予算案 10.2億円 (11.4億円) ※()内は前年度当初予算額
 ※令和6年度補正予算額 4.2億円

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、**同制度以外の権利擁護支援策の検討を進め、必要な福祉の制度や事業の見直しを行う方向性**が示されている。
- この動きも踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、引き続き、市町村・都道府県による「**権利擁護支援の地域連携ネットワーク（※）づくり**」を後押しするとともに、**身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対応するための試行的な取組**も含めた「**新たな権利擁護支援策の構築**」に向けた検討を進める。

※ 地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み

地域共生社会の実現

第二期成年後見制度利用促進基本計画における施策の目標
成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討＋総合的な権利擁護支援策の充実



1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

(1) 都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

- 全市町村における中核機関の整備や全都道府県における協議会の設置など第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込まれたKPIを着実に達成するため、**権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりや中核機関のコーディネート機能の強化**を強力に推進する。

主なKPIの進捗状況(※R6.4時点)

・市町村による中核機関の整備	1,187市町村 (68.3%) / 1,741市町村
・都道府県による協議会の設置	37都道府県 (78.7%) / 47都道府県

(2) 地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

- 福祉・行政・法律専門職など**地域連携ネットワーク**の多様な主体の支援機能を高めるため、全都道府県による**意思決定支援研修**の実施や本人の状況に応じた効果的な支援を進める観点から、**成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化**に取り組む。

2. 新たな権利擁護支援策の構築に向けた取組の推進

(1) 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施

- 認知症高齢者の増加等に伴い、今後更に増大及び多様化する権利擁護支援ニーズに対応していくため、**市町村が関与した新たな生活支援・意思決定支援に関する取組等**について、**実践事例を通じた分析・検討を深め**、各種取組の効果や制度化・事業化に向けて解消すべき課題の検証等を進める。
- また、**身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対応するための取組を試行的に実施し**、本取組の拡大に向けて解消すべき課題の把握・検証等を行う。

(2) 新たな権利擁護支援策の構築を行うための環境整備

- (1) のモデル事業の実践を踏まえ、それぞれの取組の具体的な業務や実施に当たっての留意点等を整理し、新たな支援策構築に向けた調査等事業に取り組む。

災害対策基本法等の一部を改正する法律案 の概要＜一部抜粋＞

(4)-2

趣旨

※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

被災者支援の充実

1) 被災者に対する福祉的支援等の充実

★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。



車中泊への対応



高齢者等への対応

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律案 の概要＜一部抜粋＞

(4)-3

背景・必要性

- 単身世帯の増加(※)、持家率の低下等により、要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居に対するニーズが高まることが想定される。

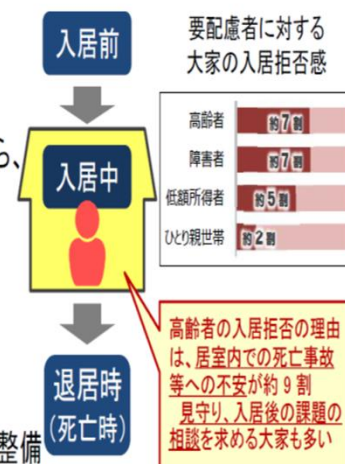
※ 単身高齢者世帯は、2030年に800万世帯に迫る見通し。

- 孤独死や死亡後の残置物処理等の入居後の課題への不安から、単身高齢者など要配慮者に対する大家の拒否感が大きい。他方、賃貸の空き室は一定数存在。

- 改正住宅セーフティネット法(H29年)の施行後、全国で700を超える居住支援法人(※)が指定され、地域の居住支援の担い手は着実に増加。

※要配慮者の入居支援(物件の紹介等)、入居後の見守りや相談等を行う法人(都道府県知事指定)

1. 大家と要配慮者のいずれもが安心して利用できる市場環境の整備
2. 居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進
3. 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化 が必要



住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

- 国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で基本方針を策定
- 市区町村による居住支援協議会(※)設置を促進(努力義務化)し、住まいに関する相談窓口から入居前・入居中・退居時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進

※地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体

【住宅セーフティネット法】

